

Title	尻無川事件に関する二つの大審院判決：明治法制史料拾遺(5)
Sub Title	Two Shirinashigawa cases in the court of cassation
Author	手塚, 豊(Tezuka, Yutaka)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1969
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.42, No.12 (1969. 12) ,p.73- 82
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19691215-0073

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

尻無川事件に関する二つの大審院判決

明治法制史料拾遺(5)

手塚 豊

本誌第三十九卷三号に、私は「高知修立社尻無川事件判決書」を發表した。⁽¹⁾尻無川事件は、高知の自由民権派の青年吉松寿太郎以下五名が、政府要人暗殺の陰謀を企て、その計画の進行中に、軍資金獲得のもつれから出資者の友人を殺し、強盗殺人、知情受贓などの罪名で処断されたもので、明らかに名古屋事件、静岡事件などと同系統の——規模の点ではそれらよりもはるかに小さいが——自由

民権運動関係暴動事件の一つである。それにもかかわらず、従来の自由民権運動史の研究においては、この事件は比較的軽視され、たとえその事件が採りあげられる場合でも、そのほとんどが「自由党史」にみえている簡単な記事の抜萃かあるいは数写しにすぎなかつた。それというのも、その事件に関する史料の不足が大きく影響していると考えられたので、私はとりあえず前掲拙稿において、大阪重罪裁判所の判決書(明治二十一年七月二十四日)を、高知の土陽新聞

の記事(明治二十一年七月二十八日、二十九日)から採つて、覆刻、紹介した次第である。その際、私は同事件の裁判の経過も一応検討して解説したが、何分にも裁判関係の公式記録をほとんど参照しえなかつたので、土陽新聞、大阪日報、朝野新聞などの断片的な報道記事のみに依存せざるをえなかつた。それがため、多くの点で不明の箇所があることを指摘しておいたのである。その主なるものは、次の通りである。

(一) 明治二十年六月三十日に終結した予審において、佐野義一、吉松寿太郎、間直三、下村治幾、大井善友、沢田良吉の六名は、強盗殺人、知情受贓、氏名詐称、徴兵令違反などの罪名に問われたが、これに対して五名の者から「故障申立」が行われ、大阪軽罪裁判所会議局はそれを棄却、さらに大審院へ上告、それもまた棄却されたが、この一連の経緯はほとんどわからない。

(二) 明治二十一年七月二十四日、大阪重罪裁判所の判決は、佐野、吉松、間が強盗殺人で死刑、下村はその幫助で無期徒刑、沢田、大井は知情受贓で重禁錮三年、罰金三十円、監視一カ年であつたが、被告の内、沢田、大井をのぞく他の四名は、これを不服として大審院へ上告、この上告は棄却されたが、上告、棄却それぞれの理由は、大審院の判決年月日と共にわからない。

(三) 間は死刑が確定した筈であるが、実際には無期徒刑に減刑されている。その原因がわからない。

(四) 大阪重罪裁判所の判決文によると、間は慶応三年五月一日生(この月日の誤りについては後述する)、下村は同年一月九日生である。それならば、明治十九年一月の犯行時(この年月の誤りについても後述する)において、両者共に未成年の筈である。それにもかかわらず、刑法第八十一条の未成年減軽が適用された形跡がないのは、どうしたことかわからない。

私が疑問としたのは、以上のような点である。ところが、私が前掲拙稿を発表したのとほとんど時を同じくして、高知新聞界の長老中島及氏が「暗殺の記録——土佐民権運動遺聞——」を公刊された。この異色の著書は、その約半分が、尻無川事件の被告の一人吉松寿太郎(桂門)の伝記に当てられている。これによつて尻無川事件の全貌は、その前後の事情と共になりに鮮明になつたのである。とくに、殺人が行われた日は、それまでは「自由党史」の記事によつて「明治十九年一月三日」とされて(6)いたが、これは誤りで、実際は明治二十年一月二日であることが、中島氏によつてあらたに指摘

された。(7) 事件が明治十九年ではなく二十年であるならば、私が前のべた間と下村の犯罪時未成年の一件が、全く問題にならなかつたのは当然である。また、間の死刑から無期徒刑への減刑は、明治廿二年二月五日附の特赦によるものであることも、中島氏は特赦状(治罪法第四八〇条)を示して述べておられる。(8) さらに、間の出生は慶応三年一月一日であること、そして「自由党史」に書かれている彼の「獄中の死」は誤りで、仮出獄後の彼は昭和二年まで生存していたこと(9)、同氏によつてはじめて確認されたのである。

このように、中島氏の著書は、これまで余り知られていなかった尻無川事件をめぐる諸般の事情を解明した注目すべき労作であつたが、しかし、その裁判の経過については、ほとんど論及されていないので、私が前にのべた(一)と(二)の疑問点は、残念ながら氷解しなかつた。

最近、私はこの事件に関する二つの大審院判決の謄本を入手した。その一つは、大阪軽罪裁判所会議局判決に対する上告に関するもの、他の一つは、大阪重罪裁判所判決に対する上告に関するもので、私が本稿で覆刻、紹介するのは、それらの判決書である。

これらの判決書によつて明確に判明するのは、次のようなことである。

(一) 明治二十年六月三十日に終結した大阪軽罪裁判所の予審に對し、被告六名の内、間をのぞく他の五名が、同裁判所会議局に故障の申立を行い、同年十一月十一日、同会議局は、その申立を棄却したこと、これに對し、さらに被告は大審院へ上告、

翌二十一年三月七日、大審院でもそれを棄却したこと、そして
会議局における故障申立、棄却の理由、大審院における上告、
棄却の理由、いずれもその大審院判決文の中に詳しい。

(二) 明治二十一年七月二十四日の大阪重罪裁判所の判決に對
し、佐野、吉松、間、下村の四名は大審院へ上告、同年十月十
六日、大審院はそれを棄却したこと、上告および棄却の理由
は、共に大審院判決文の中に詳しい。

すなわち、私が前に述べた尻無川事件の裁判をめぐる疑問点は、
中島氏の前掲著書に洩れた部分も、これら判決書によつて、そのほ
とんどが解消したわけである。⁽¹³⁾

なお、間は慶応三年一月一日生、下村は同年一月九日生のところ
から、日数で計算すると、明治二十年一月二日の犯行時に、満二十
歳に達しないことを上告理由の一つとし、大審院はこれに對して年
齡計算は「日ヲ以テセス月ヲ以テスル」としているが、この計算方
法は、刑法上では不明確であるが、他の法令にはその根拠があり、
大審院では旧刑法施行直後からすでにその趣旨の判決を行つていた
ことを附記しておく。⁽¹⁵⁾

(1) 拙稿「高知修立社尻無川事件判決書」・本誌第三九卷三号・五
四頁以下。

(2) 「自由党史」(岩波文庫本)下巻・一五八頁—一五九頁。

(3) 本稿八二頁・後註(2)・参照。

(4) 註13・参照。

(5) 中島及「暗殺の記録——土佐民権運動遺聞——」(昭和四十年)・

尻無川事件に関する二つの大審院判決

一九頁以下。

(6) 前掲自由党史・一五九頁。

(7) 中島・前掲書・四〇頁。犯行の時期を「明治十九年一月三日」
とする説は、例えば伊藤痴遊「尻無川の殺人」・「痴遊全集」第十二
卷・三三三頁、「土佐青年の大臣暗殺陰謀事件」・「社会思想の変遷
と犯罪」(司法研究第二十輯十三)・二二七頁などにもみえている。
「自由党史」(註6に同じ)の記事にそのまま準拠したためであろう。

私もその説を信じて疑わず、私が前掲拙稿で覆刻した大阪重罪裁判
所判決書には、明らかに「明治廿年一月二日午後十時頃」(本誌第三
九卷三号・六二頁参照)とあるにも拘らず、私はその覆刻の典拠と
した土陽新聞の記事の誤植であろうかと簡単に見すごしていたの
は、寔に不覚の至り、考証の不備を恥じ入る次第である。

(8) 中島・前掲書・七五頁—七六頁。

(9) 前掲書・七五頁。中島氏は「戸籍」を典拠として確認されたの
である。大阪重罪裁判所の判決書では、間の出生日は「慶応三年五
月一日」(拙稿・前掲判決書・本誌第三九卷三号・六一頁)となつて
いる。判決原本に誤記があつたのか、それともそれを転載した土陽
新聞(明治二十一年七月二十八日)の誤写か、いずれともわからな
い。本稿に覆刻する二十一年十月十六日・大審院判決書には、中島
氏の説のごとく「慶応三年正月一日生」となつている(本稿八〇頁・
参照)

(10) 前掲自由党史・一五九頁。

(11) 中島・前掲書・七四頁、七六頁。

(12) 西田長寿氏も、この著書を「吉松桂門……についての一つの優
れた伝記である」と批評されている(「こんな事があつたのか——
一つの未遂、明治天皇暗殺計画——」・新版明治文化全集月報第十

八号・二頁)。

(13) 予審終結言渡書と大阪重罪裁判所検事(大阪控訴院検事長大塚盛綱)の公訴状が発見されれば、予審関係の事項はさらに明確になるし、また、大阪重罪裁判所の公判始末書が存在すれば、公判廷における被告の陳述がはつきりわかるが、それらの出現はおそらく絶望と思われる。なお、私は前掲拙稿で、明治二十年七月九日・土陽新聞の記事にもとづき、予審終結の段階で、被告の内、誰かは確認できないが、徴兵令違反の一件があることを指摘し、しかもその件は大阪重罪裁判所の判決書にはみえていないから、予審の言渡に対する「故障申立による会議局判決でその部分の免訴が確定したのか、そうでなければ、会議局判決に対する大審院の上告判決でその部分の免訴が確定したのか、どちらかであろう」と推測した(本誌第三九卷三号・五六頁)。ところが、本誌に覆刻する二十一年三月七日・大審院判決書には徴兵令違反の一件のみあたらない。とする、予審の終結言渡書に徴兵令違反の一件があつたとする前掲土陽新聞の記事が正しければ、その一件は、会議局判決で免訴になつた——被告の内、誰に関する問題であつたのか、そしてなぜ免訴になつたのかなど、詳しいことは一切わからないが——としか考えられない。中島氏は、吉松が高知を出て在京中、実家から徴兵検査には是非帰つて来るようにとの勧告の手紙に対して書いた「御心掛け被下候処の徴兵事件お世話被下候て……誠に難有存候得共……私儀此地に於て従分徴兵通れの事を相調候故、此事には御心配無之様奉願候」という返信を引用されている(中島・前掲書・三五頁——三六頁)。単なる推測にすぎないが、吉松について何か徴兵令違反の嫌疑をうけるような事実があつたのかも知れない。

(14) 明治六年二月五日・太政官布告第三六号に「自今年齡ヲ計算候儀幾年幾月ト可相數事 但旧曆中ノ儀ハ一千支ヲ以テ一年トシ其生年ノ月數ハ本年ノ月數ト通算シ十二月ヲ以テ一年ト可致事」とある(法令彙纂「民法」・一八四頁)。これにもとづき、明治十八年七月二十四日・警視庁達には「今法文ヲ見ルニ刑法第七十九条以下ニ於テハ満何歳云々トアルカ故ニ年齢ハ生日ヨリ計算シ第何年目ノ生日日ニ至リ始メテ満何歳ト称スヘキカ如シト雖モ明治六年第三十六号布告ニ「自今年齡ヲ計算候儀幾年幾月ト可相數事但……其生年ノ日數ハ本年ノ月數ト通算シ……」トアリテ従前年齢ヲ算スルニ年ヲ以テスルノ慣例ヲ改メ月ヲ以テスルノ普通法ヲ定メ而シテ刑法中別ニ之カ特例ヲ定メタルニアラサル以上ハ刑法上ノ年齢モ亦右布告ニ基キ十二月ヲ以テ一年ト為シ算スルモノト解セサル可ラス仮ニ刑法上ノ年齢ノ其實ニ從ツテ計算シ右布告ニ依ラサルモノトセハ戸籍上ノ年齢ト刑法上ノ年齢ト相異ナルカ故ニ一人ニシテ二個ノ年齢ヲ有スルノ結果ヲ見ルニ至ル可シ因テ刑法上ノ年齢モ亦月ヲ以テ算シ一月ノ端數ハ一日ト雖モ仍ホ之ヲ一月ニ算セサル可ラス」と述べている(岡田朝太郎「日本刑法論」・明治二十七年・一八一頁——一八二頁による)。

(15) 明治十八年十一月十二日・大審院判決。この事案は、静岡重罪裁判所が、元治元年一月生の青年が明治十六年十二月に行つた「窃盜持兇器強盜未遂」事件に、年齢を日數で計算して未成年として取扱ひ、刑法第八十一条の未成年減輕を行つたのに対し、検事が上告、大審院は「明治六年第三十六号布告を閲するに……(中略)……假令明治五年の十二月は一ヶ月不足するも(旧曆明治五年十二月三日が新曆明治六年一月一日となる——手塚註)法律上一年となさざ

るを得ず、これによつて明治十六年十二月に至れば滿二十年とするは当然なり」との理由で原審を破棄自判したものである（明治十八年十一月二十六日・静岡大務新聞による）。「大審院刑事判決録」（明治十八年十一月）をみる機会をえない私は、この判例が同書に登載されているか否かは、知りえない。

※ ※ ※

明治廿一年甲第四百四十四号

宣告書

高知県土佐国土佐郡南新町

土族無職業

佐野 義一

二十二年六月

同県同国吾川郡浦戸村平民

無職業

吉松寿太郎

二十三年三月

同県同国土佐郡野片町士族

無職業

下村 治幾

二十年五月

同県同国同郡農人町士族無

職業

尻無川事件に関する二つの大審院判決

同県同国同郡土居村平民農
業

沢田 良吉

二十五年七月

大井 善友

二十年十月

明治二十年十一月十一日大阪輕罪裁判所會議局ニ於テ右佐野義一吉松寿太郎下村治幾カ強盜致死被告事件大井善友沢田良吉カ受賍被告事件ノ予審終結言渡ニ対スル故障ヲ審判シ故障ノ旨趣相立タス予審終結言渡ヲ認可スト言渡シタル判決ヲ不当ナリトシ被告五名ハ各自上告ヲ為シタリ義一カ旨趣ハ第一被告等カ目的ハ施政ノ改良ニ在リテ其之ヲ為スニ先ツ現今当路ノ大臣ヲ暗殺シ政府ヲ変替セント欲シ同志ノ者ト会合シ其手段方法全ク相定リタルニ予審判事ハ未タ一定ノ目的一定ノ方法ハ定マラサルモ何ニカ国事上ニ付為ス所アラントシ云々ト言渡シタルヲ不当トシ故障ヲ為シタルニ會議局ニ於テ事實及ヒ証拠ニ依リ其理由ヲ明示セス單ニ予審ノ言渡不当ニ非スト判決シ其他數項ノ故障趣意ニ對スル判決モ同一ニシテ共ニ事實理由ノ不備ナルモノナリ第二被告人ハ故障趣意書ヲ出シタル後仍ホ趣意擴張書ヲ捧呈シ被告事件ハ政事上ノ目的ニ出タルモノナレハ治罪法第八十三条ニ依リ高等法院ノ管轄ニ屬ス可キ旨ヲ申立タルニ會議局ハ前故障趣意ノ擴張ニ非スシテ全ク別種ナル管轄違ノ故障ナレハ治罪法第二百四十八条ニ從ヒ三日内ニ其趣意書ヲ差出スヘク其期限ヲ經過シタルヲ以テ受理判決スルノ

七七 (一七九九)

限ニアラスト言渡セシハ不法ナリ治罪法第二百四十九条ニ故障ノ判決アルマテ対手人ニ附帯ノ故障ヲ為スコトヲ許シタリ然ラハ仮令別種ノ理由ナリトモ故障申立人ヨリ其判決アルマテハ仍ホ趣旨ヲ拡張スルコトヲ得ヘキハ明白ナリト云フニ在リ寿太郎カ旨趣ハ被告人ニ於テ友人ノ為メ金員ヲ強取スルノ念慮モナク又高井ヲ殺害スルノ念慮モナク却テ友人タル大井等ノ利害ヲ慮リ被害者ナル高井ノ薄命ヲ憫ミ救済ニ尽力シ佐野等ヲ諫止シタリト雖モ用ヒラレスシテ已ニ高井ニ毒藥ヲ服セシメ到底救フヘカラサルヲ以テ已ムコトヲ得ス手ヲ下シ死人同様ノ者ニ向ヒ銃撃シタル者ニシテ固ヨリ殺意アルニ非ス佐野等カ犯所ニ於テ金円ヲ奪取リタルコトモ之ヲ目撃シタルニ非ス然ルニ佐野等ト共謀シ強盜殺人ノ罪アリト判決シタルハ不法ナリト云フニ在リ仍ホ追申書ヲ提供シ被告人ハ予審ノ言渡ニ對シ其不当ノ廉ヲ挙ケ故障ヲ為シタルニ因リ會議局ハ治罪法第二百五十二条以下ノ規則ニ從ヒ覆審ヲ為シ事實及ヒ証拠ニ依リ判決ヲ為スヘキニ原會議局ニ於テ漠然タル不備ノ事實理由ヲ付スルニ止マリ被告ハ果シテ強盜ヲ為スノ意思アリシヤ殺害ヲ為サントノ念慮アリシヤ又其行為及ヒ結果ノ如何ヲ詳細判決セザリシハ不法ナリトノ旨ヲ擴張セリ治幾カ旨趣ハ第一被告人ハ國事上期スル所アルヲ以テ家財ヲ尽シ上坂シタル事及ヒ沢田久万吉ニ関スル事柄等詳細陳述シアルニ予審判事ハ強盜致死ノ從犯ヲ以テ論シタルハ不当ナルニ付故障ヲ為シタリ然ルニ會議局ハ唯タ被告ハヒストル及ヒ毒藥ヲ給与セスト云フモ其之ヲ吉松寿太郎佐野義一ニ給与シタルハ被告並ニ沢田良吉吉松寿太郎佐野義一等ノ陳

述ノ模様其他証拠書類ニ照シ充分ナレハ予審判事カ之ヲ給与シタリト言渡シタルハ不当ノ終結ニ非スト不備ノ理由ヲ付シ認可ノ判決ヲ為シタルハ不法ナリ第二予審中対質訊問ヲ請求シタルニ予審判事カ之ヲ許サ、リシハ越權ナリトシ故障ヲ為シタルニ會議局ハ其之ヲ許スト否トハ予審判事ノ職權ニアレハ之ヲ以テ故障ノ原因ト為スヲ得スト判決シタルハ越權タルヲ免カレス何トナレハ証人呼出ノ請求ヲ為スト否トハ被告人等ノ權内ナルヲ以テ之ヲ請求スル時ハ先ツ之ヲ呼出シ訊問ヲ為シ然後証照ノ取捨ヲ決スヘキモノナレハナリ第三被告人ハ慶応三年正月廿日生ナルヲ以テ明治二十年以前ニ在テハ二十歳ニ滿サルニヨリ刑法第八十一条適用スヘキモノナルニ會議局ニ於テ滿二十歳ニ達シタリト判決シタルハ擬律ノ錯誤ナリト云フニ在リ善友良吉二名ノ旨趣ハ第一被告人ニ於テ犯罪ノ所為ナキニ因リ予審ノ言渡ニ對シ故障ヲ為シタルニ會議局ハ唯タ被告等ハ身ニ所持金ナク旅費及ヒ大阪滞在費用等総テ下村治幾ヨリ給与ヲ受ケ居タル末寿太郎義一直三等ニ於テ沢田久万吉ヲ殺害シ其所持金ヲ奪取リ其金ヲ以テ東京ニ到リ及ヒ滞在中ノ旅費其他ノ費用ニ充タル事實ハ云々トノミアリテ其果シテ赃物ナルコトヲ知テ之ヲ受ルノ意思アリシヤ及ヒ其受賍ノ事實アルヤ否ノ必要点ニ對シ判決セサルハ事實理由ノ不備ナリ第二被告人ノ所為ハ予審判事ノ認メタル如ク刑法ノ制裁ヲ受クヘキモノト仮定スルモ本件ハ輕罪裁判所ニ移スヘキニ予審判事カ重罪裁判所ニ移スノ言渡ハ管轄違ノ旨擴張書ヲ以テ申立タルニ會議局ハ治罪法第二百四十八条ニ定ムル期限後ニ差出シタルモノニ付其故障ハ受理判

決スルノ限ニアラスト言渡シタルハ不法ナリト云フニ在リ良吉ハ仍ホ追申書ヲ出シ前趣意ヲ拡張シタリ対手人原裁判所檢事渥美友成ハ被告五名ノ上告ハ共ニ其理由ナキ旨ヲ答弁セリ大審院ニ於テ治罪法第四百二十五条ノ式ヲ履行シ判決ヲ為スコト左ノ如シ
被告義一カ上告第一ノ旨趣ニ付原判文ヲ檢スルニ被告ハ其目的方
法已ニ定マリアリト云フモ其已ニ定マリタリトノコトヲ徵スヘキ
証照アルニ非サレハ予審判事カ云々ト言渡シタルハ不当ニ非スト
アリテ其理由明白ナリ其他故障ノ点ニ對シ一々其理由ヲ明示シ
リテ理由不備ト謂フコトヲ得ス被告壽太郎ハ金円ヲ強取スルノ念
慮ナク又人ヲ殺害スルノ意思ナキニ強盜殺人ノ罪アリト判決シタ
ルハ不法ナリト云フモ裁判官ノ職權ヲ以テ認定シタル事實ノ当否
証照ノ有無ヲ論難スルニ過キサレハ之ヲ以テ上告ノ理由ト為スコ
トヲ得ス又原會議局カ事實及ヒ証照ニ依リ詳細ノ判決ヲ為サ、ル
ハ不法ナリト云フモ會議局ニ於テ被告ノ故障ニ對シ事實証照ヲ舉
示シテ予審ノ言渡相當ナリトノ理由ヲ明示シタリ且會議局カ予審
ノ言渡ヲ取消シタル場合ニ於テハ其事實証照ヲ掲載シテ更ニ言渡
ヲ為スヘキモノナルモ予審ノ言渡ヲ認可シタル時ハ其言渡書ニ詳
細ノ事實証照ヲ明示シアルヲ以テ更ニ反覆掲載スルヲ要セサルナ
リ被告治幾ハ第一事實理由不備ナリト云フモ被告カヒストル及ヒ
毒藥ヲ給与シタル原因場所年月日等ハ予審ノ言渡書ニ詳記シアリ
テ犯罪ノ事實明白ナルニ因リ會議局ニ於テ証照ヲ列記シ予審ノ言
渡ハ不当ニ非スト判決シタルモノニシテ毫モ不備ノ点アルニ非ス
第二越權ノ処分アリト云フモ被告人ヨリ証人呼出ヲ請求セシ時ハ

尻無川事件に関する二つの大審院判決

予審判事ニ於テ之ヲ喚問スヘキハ当然ナルモ他ノ共犯者ト對質訊
問ヲ請求スル如キハ之ヲ許否スルハ一ニ判事ノ權内ニ屬スル者ナ
レハ對質ヲ必要ト認メサルニ因リ之ヲ許可セザリシハ相當ノ処分
ナリ第三擬律ノ錯誤アリト云フモ年齢ヲ算スルハ日ヲ以テセス月
ヲ以テスヘキモノニシテ被告ハ明治十九年十二月ニ於テ滿二十歳
ニ達シタル者ナレハ刑法第八十一条ヲ適用スルノ限ニ在ラス善友
良吉ハ第一事實理由不備ナリト云フモ被告カ受賍ノ事實ハ予審ノ
言渡書ニ詳細明記スル所ニシテ會議局ニ於テハ被告等ノ陳弁ニ因
リ仍ホ其事實証照ヲ舉示シタルモノナレハ固ヨリ理由ノ不備ナル
ニ非サルナリ而シテ被告義一及ヒ善友良吉カ上告第二ノ旨趣ヲ審
按スルニ被告人等カ故障趣意擴張書ヲ以テ管轄違ノ旨ヲ申立タル
ニ會議局ニ於テ之ヲ受理判決スルノ限ニアラスト言渡シタルハ不
法ナリト云フモ被告人義一ノ所為ハ強盜殺人ノ事實ニシテ毫モ國
事ニ關スル罪ト認ムヘキ点アルニ非サレハ固ヨリ高等法院ノ管轄
ニ屬スヘキモノニ非スシテ重罪裁判所ノ管轄タルコト明白ナリ又
善友良吉ノ所為ハ他ノ重罪事件ニ附帶シタル犯罪ニシテ共ニ重罪
裁判所ノ管轄ニ屬スヘキモノナレハ管轄違ナリト謂フコトヲ得ス
到底故障ノ趣旨其理由ナキニ歸スルヲ以テ原判決ヲ破毀スルノ限
ニ在ラス以上弁明スル如クナルニ因リ被告五名カ上告旨趣總テ相
立タサルモノトス

右ノ理由ナルヲ以テ治罪法第四百二十七条ノ成規ニ從ヒ本案上告
ヲ棄却スルモノナリ

大審院ニ於テ檢事小原重哉立會宣告ス

明治廿一年三月七日

間 直三

大審院刑事第一局長 西岡 逾明

慶応三年正月一日生

大審院評定官 昌谷 千里

同県同国同郡片町十番地土族無職業

同 山根 秀介

下村 治幾

同 河口 定義

同代理 控訴院評定官 中 定勝

慶応三年正月九日生

裁判所書記 松本 豊吉

※ ※ ※

明治廿一年甲第一四六四号

宣告書

高知県土佐国土佐郡南新町

百七十二番地土族無職業

佐野 義一

元治元年十二月廿九日生

同県同国吾川郡浦戸村五十

二番地吉松喜五郎方同居平

民儀平二男無職業

吉松寿太郎

元治元年三月十日生

同県同国土佐郡下知村ノ内

中新町十番地奥田寅蔵扣家

借家土族直輔二男無職業

右義一外三名被告事件ニ付明治廿一年七月廿四日大阪重罪裁判所ニ於テ審理ノ末義一寿太郎直三ハ強盜殺人治幾ハ同従犯及ヒ義一治幾ハ氏名ヲ詐称シ旅店ニ宿泊シタル事実アリト認メ共ニ刑法第三百八十条ヲ適用シ治幾ハ尚ホ同第九九条ニ依リ本刑ニ一等ヲ減シ義一治幾ハ明治十六年大阪府達甲第六十一号第四条第七項ニ依リ二罪俱発ニ付刑法第百条ニ照シ一ノ重キニ從ヒ義一寿太郎直三ハ死刑ニ処シ治幾ハ無期徒刑ニ処シ犯罪ノ用ニ供シタル短銃白砒石胴巻ハ刑法第四十三条ニ依リ没収スト言渡シタル裁判ヲ不当ナリトシ被告人四名ハ上告ヲ為シタリ其要領ハ

被告佐野義一ニ於テハ原裁判所ハ被告ニ対シ前掲ノ如ク裁判セラレタルモ其判文ニ被告佐野義一間直三大井善友沢田良吉ハ予テ政治思想アル有志ニシテ其執ル処ノ主義ニ基キ隠ニ相謀ル処アリテ死ヲ決シ下村治幾ハ其志ヲ賛ケ云々義一ハ寿太郎直三ト云々明治二十一年一月二日午后十時頃沢田久馬吉ヲ其止宿所加納「ルイ」方ヨリ呼出シ云々之ヲ殺シ云々トアリテ被告等カ久馬吉ヲ殺害スルニ至リタルハ畢竟止ムヲ得サルニ出テタルモノニシテ其目的ノ基本ハ要路ノ大臣ヲ暗殺スルニアリテ国事犯ナルコトハ判文前

掲ノ理由ニ依リ明カナレハ刑法第二百三十三条第二百二十四条第二百二十五条ノ犯罪ニシテ久馬吉ヲ殺害セシハ枝葉ニ屬シ治罪法第三十九条三項ノ附帯犯ナレハ主犯タル国事犯ヲ管轄スヘキ高等法院ニ於テ裁判スヘキモノナルニ原裁判所カ管轄違ノ言渡ヲナサス附帯犯ノミヲ採テ裁判シタルハ越権ノ処分ナリト云フニアリ

被告吉松寿太郎ニ於テハ原裁判ニ被告カ沢田久馬吉ノ所持金掠奪ノ計画アルヲ聴キ之ニ同意シタル理由ヲ付セス判文前段ニハ被告カ国事上ニ関係ナキコトヲ認メナカラ後段ニ至リ兼テ用意ノ資金モ殆ント酒食ニ浪費シ欠乏ヲ告ルニ至リタルヲ以テ義一ハ寿太郎直三ト遽カニ之ヲ断行セント欲シ云々トアルハ事実理由ノ不備且齟齬スルモノナリ若シ被告ヲシテ国事犯罪ニ迄モ関係アリトセハ其管轄ノ異ナルモノト云ヒ尚ホ弁明書ヲ以テ纒々事実ヲ敷衍シ原裁判ハ無形ノ事実ヲ構造シテ事実ヲ審究セス漫リニ齟齬ノ理由ヲ付シ被告カ所為ノ無意ニ出テタル理由ヲ付セサルハ治罪法第三百四条ニ背ク無効ノ裁判ナリト云フニアリ

間直三下村治幾ニ於テハ其趣旨同一ニシテ第一点ハ義一カ論旨ト毫モ異ナル処ナク国事犯ニシテ管轄違ナリト云フニアリ第二点ハ直三八慶応三年正月一日生治幾ハ同年同月九日生ニシテ明治廿一年一月二日犯罪ノ当時ハ共ニ未丁年者ナリ何ントナレハ明治五年十二月改曆シ同月三日ヲ以テ明治六年一月一日トナリタレハ明治五年ハ二月二十八日ノ不足アレハナリ而シテ刑法上丁年未丁年ヲ分ツハ能力ノ成否如何ニ依リ刑ノ適用ヲ異ニスル立法ノ精神ナレハ刑罰法第八十一条ヲ適用スヘキニ然ラサルハ擬律錯誤ノ裁判ナリト云

尻無川事件に関する二つの大審院判決

ヒ各原裁判ノ破毀ヲ請求スルニアリ

対手人大阪控訴院検事長犬塚盛巍ハ被告人等ノ上告趣旨ハ総テ適法ノ原由ナキ旨答弁セリ大審院ニ於テ治罪法第四百二十五条ノ定式ヲ履行シタルニ代言人鴨志田直ハ上告趣旨ヲ弁明シ且ツ判文末段ニ犯罪ノ用ニ供シタル白砥石ヲ没収ストアルモ砥石ノ如キハ已ニ消滅スルモノナルニ犯罪ニ用サル残余ヲ没収セシハ不法ナリト擴張セリ依テ爰ニ立会検事ノ意見ヲ聴キ之ヲ判決スル左ノ如シ抑諸般ノ証憑ヲ取捨採択シテ犯罪ノ事実ヲ認定スルハ治罪法第四百四十六条第二項ニ規定アリテ事実承認官ノ職權ナレハ其証憑採択上越権ノ処分アラサル限りハ漫リニ之ヲ左右シ得可カラサルモノナリ今原判文ヲ閱スルニ被告義一寿太郎直三ハ共ニ沢田久馬吉ノ所持金ヲ強奪セント同人ヲ旅宿ヨリ誘出シ遂ニ殺害シテ該金ヲ奪取シ治幾ハ其情ヲ知テ短銃白砥石胴巻等犯罪ノ器具ヲ給与シタル事実ヲ認メ之カ各証憑ヲ列挙シ毫モ事実理由ノ齟齬若クハ不備又ハ越権ノ処分アリト見ルヘキ廉ナシ而シテ判文冒頭ニ義一直三治幾等ハ予テ政治思想ヲ有スル者ナルコトヲ掲ケタルニ止リ毫モ国事ニ関スル犯罪若クハ之レカ為メ久馬吉ヲ殺害シタル事実ト認メタルニアラサレハ被告等ノ所為ハ純然タル強盜殺人犯ナルヲ以テ原裁判所カ之ヲ採テ裁判シタルハ至当ナリトス畢竟被告等ノ上告趣旨ハ前掲ノ如ク徒ラニ自己ノ思想ヲ述ヘ或ハ国事犯ト云ヒ若クハ無意犯ト云ヒ事実ノ認定ヲ非難スルニ過キサレハ治罪法第四百十條ニ定メタル上告ノ原由ナキモノトス其他直三治幾ハ明治五年改曆ノ際日數ニ不足アルヲ以テ犯罪ノ當事未丁年ナリト云フモ凡

尻無川事件に関する二つの大審院判決

八二 (一八〇四)

テ年齡ヲ算スルハ日ヲ以テスルモノニアラス生年月ヨリ起算シ犯罪ノ年月ヲ算入スルモノナレハ其間日數ノ不足アリトテ未丁年ト云フヲ得サレハ其論点ハ相立タス又代言人ノ擴張スル白碁石ハ犯罪ノ用ニ供シタルモノナルコト判文中犯罪ノ事実ニ明認シアレハ之ヲ没収シタルハ当然ナリ依テ上告趣旨ハ総テ相立サルモノト判定ス

以上ノ理由ナルヲ以テ治罪法第四百二十七条ニ則リ本按上告ヲ棄却スル者也

大審院ニ於テ検事岡部綱紀立会宣告ス

明治二十一年十月十六日

大審院刑事第一局長	西岡	逾明
大審院評定官	河口	定義
同	山根	秀介
同	昌谷	千里
同代理 控訴院評定官	中	定勝
裁判所書記	石阪	義雄

後註

(1) 被害者沢田久万吉の旧姓、養家の姓が沢田である(中島・前掲暗殺の記録・六五頁参照)。

(2) 明治十六年大阪府達甲第六十一号は、同年九月十五日から施行された大阪府達警罪で、その第四条七項は次の通りである(「大阪府布達集・明治十六年」による)。

第四条 左ノ諸件ヲ犯シタル者ハ一日ノ拘留ニ処シ又ハ拾銭以上壹円以下ノ科料ニ処ス
七 止宿人乗船人其屬籍身分氏名職業ヲ詐稱シタル者
この法令集は、大阪府議会議事事務局調査課係長中村浩氏から御教示をうけた。その学恩を謝す。

後記 判決文の読解については、義塾文学部講師高橋正彦氏の御援助をうけた。ここに記して感謝の意を表す。

(四十四年十月二十五日記)